

総務委員会情報連絡

令和 7 年 1 月 1 6 日

情報連絡事項	頁
1 令和 7 年度労働報酬下限額について	2
2 未利用地の駐車場活用の入札結果について	6

(総 務 部)

総務委員会情報連絡

令和7年1月16日

件 名	令和7年度労働報酬下限額について				
所管部課	総務部 契約課				
内 容	足立区公契約条例第9条第2項及び足立区労働報酬審議会規則第3条による諮問の結果、令和6年11月20日に同規則第5条による答申を受けた。 足立区労働報酬審議会の意見を受けて、令和7年度の労働報酬下限額（いずれも1時間当たりの金額）を以下のとおり定め、同年11月29日に告示したことを報告する。				
	1 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額 (足立区公契約条例第9条第1項第1号)				
	NO.	区 分	労働報酬下限額		
		算定の考え方	令和6年度	令和7年度	差額
	1	熟練労働者、一人親方	職種別労働報酬下限額 別紙のとおり		
		令和6年度公共工事設計労務単価の95%に基づき定める1時間当たりの金額			
	2	熟練労働者以外の労働者	1,512円	1,615円	+103円
		令和6年度公共工事設計労務単価(軽作業員)の73.4%に基づき定める1時間当たりの金額			
	※ 令和6年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額とする。				
	2 工事又は製造の請負以外の請負の契約に係る労働報酬下限額 (足立区公契約条例第9条第1項第2号)				
区 分		労働報酬下限額			
算定の考え方		令和6年度	令和7年度	差額	
業務委託契約等		1,219円	1,350円	+131円	
令和6年度足立区会計年度任用職員(事務補助)報酬額(1時間当たりの金額)					
※ 令和6年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、直近の年度の労働報酬下限額とする。					
《参考》東京都の最低賃金					
① 令和5年10月～令和6年9月：1,113円					
② 令和6年10月～令和7年9月：1,163円					

3 公契約条例施行規則で定める指定管理者との協定に係る労働報酬下限額 (足立区公契約条例第17条)

(1) 足立区内に存する施設

NO.	区 分	労働報酬下限額		
	算定の考え方	令和6年度	令和7年度	差額
1	有資格者の保育士	1,319円	1,450円	+131円
	令和6年度足立区会計年度任用職員(事務補助)報酬額(1時間当たりの金額)に100円を加算した額(1時間当たり)			
2	有資格者の保育士以外の職種	1,219円	1,350円	+131円
	令和6年度足立区会計年度任用職員(事務補助)報酬額(1時間当たりの金額)			

※ 令和6年度以前に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額については直近の年度の労働報酬下限額とする。

ただし、平成26年度及び平成27年度に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額については、東京都の最低賃金額とする。

(2) 足立区外に存する施設

NO.	施設名	労働報酬下限額		
	算定の考え方	令和6年度	令和7年度	差額
1	足立区日光林間学園	(R6.4～) 991円 (R6.10～) 1,004円	1,054円	+63円 (当初比)
	施設が所在する県の最低賃金額に令和6年10月の最低賃金額改正により増加した額を加算した額(1時間当たり)			
2	足立区鋸南自然の家	(R6.4～) 1,033円 (R6.10～) 1,076円	1,126円	+93円 (当初比)
	施設が所在する県の最低賃金額に令和6年10月の最低賃金額改正により増加した額を加算した額(1時間当たり)			

※ 年度途中に各施設が所在する県の最低賃金額が改正され、労働報酬下限額が改正後の最低賃金額を下回った場合には、その効力発生日以後の労働報酬下限額は、改正後の最低賃金額とする。

《参考》栃木県の最低賃金

① 令和5年10月～令和6年9月： 954円

② 令和6年10月～令和7年9月： 1,004円

《参考》千葉県の最低賃金

① 令和5年10月～令和6年9月： 1,026円

② 令和6年10月～令和7年9月： 1,076円

4 審議会当日委員より発言のあった主な意見

(1) 工事又は製造の請負契約に関する意見

ア 令和8年度以降の工事請負契約の労働報酬下限額の設定においては、2月に国が提示する現年度の公共工事設計労務単価を基礎とすることを検討されたい。

イ 熟練労働者以外の労働者の区分のあり方について検討されたい。

(2) 公契約条例運用に関する意見

ア 複数年にわたる契約や指定管理の協定において、人件費の増加に対応した契約額等の見直しについて、適切な対応をなされたい。

イ 公契約現場の実態把握を区職員が定期的に行い、アンケートに関しても定期的に実施されたい。

5 今後の方針

公契約条例で定める労働報酬下限額が守られるよう、区ホームページやポスター、チラシ等あらゆる媒体を活用し、事業者・労働者への情報提供を行っていく。

令和7年度工事又は製造の請負の契約に係る労働報酬下限額一覧

熟練労働者、一人親方

(単位：円)

NO.	職 種	労働報酬下限額			NO.	職 種	労働報酬下限額		
		6年度	7年度	差額			6年度	7年度	差額
1	特殊作業員	3,005	3,362	357	27	普通船員	2,982	3,504	522
2	普通作業員	2,690	3,017	327	28	潜水士	5,097	5,605	508
3	軽作業員	1,890	2,090	200	29	潜水連絡員	3,702	4,098	396
4	造園工	2,678	3,077	399	30	潜水送気員	3,600	3,979	379
5	法面工	3,410	3,753	343	31	山林砂防工	3,263	3,647	384
6	とび工	3,365	3,705	340	32	軌道工	5,862	6,460	598
7	石工	3,330	3,729	399	33	型わく工	3,095	3,563	468
8	ブロック工	3,105	3,468	363	34	大工	3,105	3,420	315
9	電工	3,240	3,575	335	35	左官	3,320	3,658	338
10	鉄筋工	3,263	3,670	407	36	配管工	2,892	3,207	315
11	鉄骨工	2,982	3,325	343	37	はつり工	3,072	3,397	325
12	塗装工	3,522	3,884	362	38	防水工	3,690	4,062	372
13	溶接工	3,645	4,014	369	39	板金工	3,455	3,848	393
14	運転手(特殊)	3,117	3,433	316	40	タイル工	2,862	3,194	332
15	運転手(一般)	2,520	2,803	283	41	サッシ工	3,263	3,610	347
16	潜かん工	3,612	4,169	557	42	屋根ふき工	2,079	2,321	242
17	潜かん世話役	4,490	4,940	450	43	内装工	3,353	3,718	365
18	さく岩工	3,825	4,228	403	44	ガラス工	3,230	3,552	322
19	トンネル特殊工	3,488	4,027	539	45	建具工	3,043	3,195	152
20	トンネル作業員	3,027	3,492	465	46	ダクト工	2,915	3,207	292
21	トンネル世話役	4,107	4,560	453	47	保温工	2,825	3,112	287
22	橋りょう特殊工	3,545	3,908	363	48	建築ブロック工	2,952	3,294	342
23	橋りょう塗装工	3,522	3,990	468	49	設備機械工	2,858	3,135	277
24	橋りょう世話役	4,152	4,573	421	50	交通誘導警備員A	2,015	2,257	242
25	土木一般世話役	3,252	3,682	430	51	交通誘導警備員B	1,745	1,972	227
26	高級船員	3,758	4,347	589					

総務委員会情報連絡

令和7年1月16日

件名	未利用地の駐車場活用の入札結果について		
所管部課名	総務部 資産管理課		
内 容	庁内で当面利活用の予定がない未利用地（5カ所）を、駐車場等として暫定活用するため、整備及び管理運営事業者選定に係る一般競争入札を実施したので、結果を報告する。		
	1 選定事業者		
	(1) 事業者名 大栄不動産株式会社（代表取締役社長 石村 等）		
	(2) 所在地 東京都中央区日本橋室町一丁目1番8号		
	2 落札価格		
	月額555,000円（税抜）		
	3 貸付期間		
	令和7年2月1日から令和12年1月31日まで（5年間）		
	4 対象の未利用地		
	（面積順。位置については末尾【未利用地の位置】参照）		
項番	名 称	所在地（住居表示）	面積（㎡）
(1)	都市計画道路補助第258号線関連用地	六町一丁目9番	102.44
(2)	(旧)毛長橋梁建設用地	東伊興二丁目20番	376.53
(3)	(旧)江北センター駐車場	江北三丁目30番	450.29
(4)	(旧)西部工事事務所	伊興本町二丁目13番	489.48
(5)	(旧)大谷田二丁目第2アパート	大谷田二丁目5番	1,619.97
※ (1)～(5)は、いずれも更地。			
※ 「区有地等利活用基本方針（区ホームページに掲載中）」に記載する区の未利用地は、この5カ所を除くと計14カ所である。			
5 入札の概要			
(1) 入札実施日 令和6年10月28日（月）			
(2) 主な入札条件			
① 用途は駐車場等とする。ただし、運営方法（月極、時間貸等）や利用料金の設定は、原則、事業者自らの判断とする。			
② 未利用地5カ所をまとめて1契約で貸付する。			
③ 契約期間は5年間とする。			

(3) 最低入札価格

月額 220,000 円 (税抜)

6 今後の方針

対象の未利用地の貸付期間終了後の利活用方針については、引き続き検討する。

【未利用地の位置】

